

市町村における障害者差別解消法等に関する周知状況について

参考資料 2

◇広報誌等を使用して周知に取り組んでいる市町村

・平成30年度 20市町村 74% (ヘルプマーク、障害者週間、障害者相談日を含む)

4月号 薩摩川内市 昭和町、富士河口湖町

5月号 北杜市

6月号 甲斐市、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、昭和町

7月号 身延町、富士河口湖

8月号 身延町

9月号 富士河口湖、山中湖村

10月号 中央市、身延町

11月号 甲斐市、富士吉田市、南アルプス市、韮崎市、山梨市、甲州市、笛吹市、中央市、

通年 笹川市 (障がい者基幹相談支援センターだより)、市川三郷 (手話講座)

今後 2月号 南部町、道志村



特集

ともに支え合ひ共生社会の実現へ

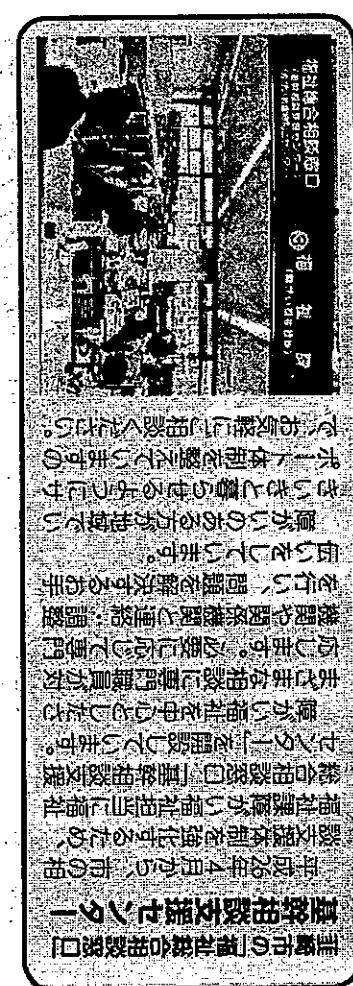
12月3日～6日まは障害者週間

毎年12月3日～9日は「障害者週間」です。障害者週間は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、國民の間に障害者の福祉における関心と理解を深めるとともに、障害者との積極的な協力による障害者自身が社会で生き生きと暮らし、その社会の発展と共生する意欲を高める会合とし、この機会に、共生社会について考えてみませんか。

◎相談・情報・展示会場
市立総合相談窓口
豊島区役所総合窓口

中島俊樹さんによる「助ける」と題するアート作品を見つめながら、講演会や座談会を開きながら、アートワークショップなどを開催します。豊島区役所総合窓口では、各種申請手続や税金計算なども窓口にて相談に応じて聞きます。また、社会的扶助金の申請手続なども窓口にて窓口にて相談していただけます。

豊島区役所総合窓口
〒171-0023 東京都豊島区南大塚1-1-6



正しい配慮を…障がいの種類を理解しましょう！

視覚障がい

全く見えない全盲、視力が弱い弱視、見える範囲の狭い視野狭窄などがあります。



点字ブロックの上に自転車等を置かないと見えないようになります。道等に立ち止まっている方がいたら声をかけてみましょう。

聴覚障がい

全く聞こえない、聽こえにくいなどの障がいです。話し言葉で意思の疎通を図ることが困難です。



jeeスチーマーを交えて、ゆっくり大きな声で話しましょう。筆談、口話、手話、空手などを用いてコミュニケーションをしましょう。

知的障がい

生き字面で知的機能や発達が平均に比べてゆっくりになります。脳の機能障害によるものです。



不安を感じさせないよう工夫して接しましよう。周囲の方々に理解と支えが得て安心して生活することができます。



困っている様子を見かけたら声かけし、本人の状態を受けてから介助しましょう。車いす使用者との会話時は自ら話を合わせましょう。



心身障碍がい児(者)父母の会
会長 杉山 哲子さん

不安を感じさせないよう工夫して接しましよう。周囲の方々に理解と支えが得て安心して生活することができます。

心身障碍がい児(者)父母の会
会長 杉山 哲子さん

は長年務める社員たちのために、3年前から福島県立病院で働き始めました。そこで毎日通勤で車いすを使っています。車いす使用者との会話時は自ら話を合わせましょう。

心臓、肺、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓などの機能やHIVによる免疫機能の障がいであります。



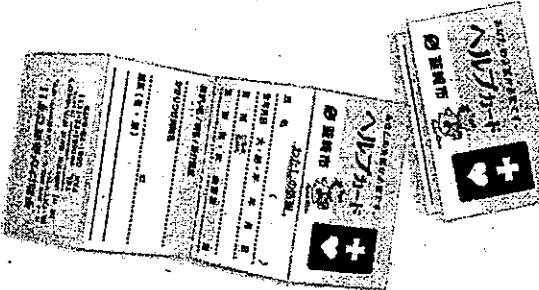
心身障碍がい児(者)父母の会
会長 杉山 哲子さん

は長年務める社員たちのために、3年前から福島県立病院で働き始めました。そこで毎日通勤で車いすを使っています。車いす使用者との会話時は自ら話を合わせましょう。

心臓、肺、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓などの機能やHIVによる免疫機能の障がいであります。

障害者差別解消法の実現のために、民間団体等の協力も求められることで、この法律がより多くの人に理解され、実現されることが可能になります。

▲ヘルプカードイメージ図



「障害者差別解消法」は、本年4月から施行された法律で、障害者の権利を保護するためのものです。この法律により、障害者が社会に適切に参画できるよう、様々な制度が整備されています。たとえば、公共交通機関では車椅子用の座席が設けられたり、駅構内には音声案内装置が導入されています。また、公共施設や企業でも、車椅子対応の設備が整備されたり、バリアフリーの改修工事が行われています。

一方で、依然として多くの課題があります。たとえば、地域社会での理解度合いがまだ十分でないことがあります。また、実際の運用では、障害者に対する差別の根深さが露呈する場面が見受けられます。

障がい者の不適格的取り扱い

「ヘルプカード」を毎週木曜日(祝日除く)に持つて店舗へ入ると、「お手伝い」として支

表 国・地方公団体と民間事業者

公団体名等	金銭の支給 (障害者)	障がい者の不當 な差別的取り扱い	障がい者の合理的配 り
国・地方	禁 止	法的義務	努力義務

ます。年々、障害者の権利保護に関する議論が活発化しています。本年度も、障害者に対する差別的取り扱いが問題視されています。たとえば、公共交通機関では、車椅子用の座席が設けられていますが、これが、車椅子利用者の安全確保の観点から実現されたのです。

「障害者差別解消法」は、多くの方への理解と実現に向けて、多くの取り組みがなされています。

かじり2年が終了しました

「共生社会」の実現のために

障害者差別解消法

■合規監査について
規制要件を満たすため、「不正行為」などの差別的取り扱いを防ぐため、監査機関による定期的な監査が実施されています。監査結果に基づき、監査機関は監査報告書を作成し、監査結果を公表します。

■不正行為監査要件
規制要件を満たすため、「不正行為」などの差別的取り扱いを防ぐため、監査機関による定期的な監査が実施されています。監査結果に基づき、監査機関は監査報告書を作成し、監査結果を公表します。

■不正行為監査要件
規制要件を満たすため、「不正行為」などの差別的取り扱いを防ぐため、監査機関による定期的な監査が実施されています。監査結果に基づき、監査機関は監査報告書を作成し、監査結果を公表します。

■不正行為監査要件
規制要件を満たすため、「不正行為」などの差別的取り扱いを防ぐため、監査機関による定期的な監査が実施されています。監査結果に基づき、監査機関は監査報告書を作成し、監査結果を公表します。

障がいを理由とする差別をなくしましょう！

甲府市12月号

12月3日(月)～9日(日)は障害者週間です

4日(火)
5日(水)

授産製品展示会

【問】障がい福祉課…☎ (237) 5642

私たちが暮らす地域には、障がいのある方々が働く福祉施設がたくさんあります。そこでは布・皮・木工製品といった生活雑貨やアクセサリー、文具など手作りの良さを生かしたさまざまな授産製品が作られています。ぜひ、展示会に足を運んでみてはいかがでしょうか。

時間 午前10時～午後4時
会場 本庁舎1階市民活動室

オリパラだけじゃない!!

Special Olympics Nippon Yamagata 「スペシャルオリンピックス」を知っていますか？

【問】障がい福祉課…☎ (237) 5642

全国で開かる活動

スペシャルオリンピックスは、知的障がいのある方たちにスポーツを通じて参加者の相互理解と交流を図る団体です。故ユニス・ケネディ・ショライバー(ケネディ大統領の妹)が創設しました。オリンピック"ズ"と複数形なのは、大会に限らず、普段の練習も含めてとらえているためです。オリンピック同様、4年に1度、夏季と冬季の世界大会(国内大会も)が開催されています。



▲内藤雅之さん(中央)
県内でも活動しています。詳しくはお問い合わせください。

スペシャルオリンピックスでは、スポーツ活動に参加するすべての方を“アスリート”と呼んでいます。日本では1995年の熊本大会に始まり、現在8,000人以上の“アスリート”が活躍。競泳、ボウリング、馬術など全24競技が実施されていて、8歳以上であれば競技会参加資格があります。ではすべてのアスリートにメダルやリボンがかけられ、健闘をたたえます。参加者が勇気をふるい健康を増進し、喜びを感じ合えるこの活動は、多くの企業や団体、個人のボランティアによって支えられ発展してきました。

3日(土)
9日(日)

冬のEye愛ひと相談会のご案内

【問】障がい福祉課…☎ (237) 5240
【申】県立盲学校…☎ (226) 3361

見え方にについて不安やお悩みをお持ちの方はお気軽にご相談ください。

対象 乳幼児から成人まで
(本人)、保護者、支援者など
時間 午前10時～午後3時
会場 県立盲学校(下飯田2-10-2)
申込方法 12月6日㈭までに電話で
(受付は平日午前9時～午後5時)

令和2年

今年の夏季ナショナルゲーム・愛知大会にて、甲府市在住の内藤雅之さんが、競泳100m個人メドレーで1位を獲得。来春、アラブ首長国連邦首都アブダビで開催されるスペシャルオリンピックス世界大会の切符を手にしました。内藤さんのとびっきりの笑顔が見られるよう応援しましょう！

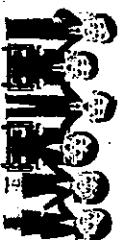
障害者週間です～関心と理解を深めましょう～

障害の種類や程度は一人ひとり違います。生まれつき障害のある人もいれば、成長してから事故や病気などで障害者となつた人もいます。事故や病気はいつ起るかわかりません。障害はいつ誰にでも生じ得るものです。不自由さを補う道具や援助があれば、多くのことが可能になります。

同様に障害があつても、周囲の理解や配慮があれば、活躍できることはたくさんあります。

障害者週間をきっかけに、共にあらゆる分野への社会参加について関心と理解を深めましょう！

障害者差別解消法を ご存知ですか？



平成28年4月1日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

市は、差別や偏見なく障害者が安心して暮らせるまちづくりのために、障害の理解・啓発を進めています。

障害者差別解消法では「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

「不当な差別的取り扱い」とは

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはない条件をつけたりすることです。

(例)

- ▶ レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることを理由に断られた。
- ▶ アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかつた。
- ▶ 障害のある人を無視して、介助者や付き添い者だけに話しかける。

困ったときは

障害を理由とする差別に関する相談を行なう障害者差別地域相談員を、市障害者基幹相談支援センターにお気軽にご相談ください。

相談・問い合わせ 市障害者基幹相談支援センター(福祉課障害福祉担当内) ☎・fax ⑧8301

中央会 12月号

障がい者相談支援センターの「一覧」
へ見るかひに近い席を確保するが
ために入れ替える。
・説明会において、スクリーンや板書が
・筆談・手話などのコミュニケーションシヨ
ークを後回しにされた。
・障がいがあることを理由に窓口に対応
を止められた。
などが定められています。

合理的な配慮とは(例)
・車いすの利用を理由に入院を断られた。
・障がいがあることを理由に窓口に対応
を止められた。
・車いすのメニューの読み上げを
依頼したが読んでもらえなかつた。
・聴覚障害のある人が、窓口で筆談を申し入れたが対応してもらえなかつた。
・知的障害のある人が、窓口に相談に行ったがわかりやすく説明してもらえなかつた。

不當な差別的取り扱いとは(例)
事業者による不當な差別的取り扱いを禁じる法律では行政機関や会社などの
が施行されて3年目を迎えました。

格と個性を尊重しながら共に生きる社会へ
障がいの有無を問わず、誰もか互いに入

知っていますか？障害者差別解消法

障害者差別解消法って知っていますか?

例 障害者差別解消法について何? 障害者差別解消法は、障害のある人に対する差別の禁止を規定する法律です。障害者による「合理的配慮」とは、障害者の特性を尊重し、障害者に合わせて行われる社会生活に必要な配慮を提供することです。合理的配慮を提供するには、有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をめざすことが求められます。障害者による「合理的配慮」とは、障害者の特性を尊重し、障害者に合わせて行われる社会生活に必要な配慮を提供することです。合理的配慮を提供するには、有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をめざすことが求められます。

「合理的配慮」とは、障害のある人が困っているときには、その人の障害の特性に合わせて工夫や対応をすることです。何からかの配慮を求めるといふ理由で、アパート等賃貸住宅を販売するときがあります。例えば、車いすを利用する人が道の段差で困っているときに車いすを借りたり、車いすを利用する人が店舗を訪問するときに車いすを貸してもらえない、車いすを貸すからといって入店を拒否される等のことがあります。

お問い合わせ/ 市障害者相談支援センター

問合せ福祉課 口内線761
車椅子の利用者が入店

例
高木へ(江戸川区) (23)6581-6030
株式会社 (23)6581-6030
差別地域相談員に相談し
相談したい方は障害者
は障害があるといつ理由
正当な理由なく、また
でサービス提供の拒否、
差別地域相談員に相談し
してください。

不當な差別的取り扱い
いとは
配慮の不提供が禁止され
ます。障害を理由とする不
会をつくるための法律です
す。障害を理由とする不
正當な差別的取り扱いと合理的
な工夫を丁寧に説明する
筆談、読み上げ、ぬ
やスター上げなどの補
助を行つ

例
機関、会社、お店などの行政
機関や市町村など民間事業者による「障害者による「合理的配慮」とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意図があり、すなへての人が障害を理由とする差別」をな
りすきない範囲で合理的な配慮を提供することです。この有無に關わらず、お互
いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をめざすことが求められます。

合理的配慮とは
障害を理由に施設の利
用や習い事を断られた
障害者差別解消法

毎年12月3日から9日まで障害者にて理解を深める「障害者週間」です。
障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害者
のある人もない人も共に生きていくことができるといふことを目指し、障害のある
人々の「不當な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求める
皆さん一人一人が障害について理解し、誰もが暮らすやさしい社会へ
ります。みんなで考えて行動しましょう。

電話 (2082) 6-9780
電話 (2082) 6-9787



障害者差別解消法

知っていますか?

差しのへる手

～12月3日から9日は「障害者週間」です～

○「障害者週間」とは？

国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

○なぜ12月3日から9日が障害者週間なのか？

昭和50年12月9日の国際総会において「障害者の権利宣言」が採択され、昭和56年に国際障害者年を記念して、この日を「障害者の日」とすることを決定しました。一方、昭和57年12月3日に国連総会で「障害者に関する世界行動計画」が採択され、それを記念して平成4年の第47回国連総会で、この日を「国際障害者デー」とすることを宣言されました。

「障害者週間」となったのは平成16年6月に、「障害者の日」に代わるものとして、「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間が設定されました。

身近には手助けを必要としている人、周囲の協力や後押しで自身の得意分野を生かせる人がいます。

差しのべた手一つでその方の笑顔や可能性が広がるかもしれません。

甲州市では、12月4日(火)午前11時から午後0時30分の間、おかじま甲州店で啓発活動を行います。ぜひ、お立ち寄りください。

●福祉課 障害者相談支援担当 ☎32-0285

甲州市 12月号

No.37 障がい者差別の解消に向けて

障がい者基幹相談支援センターより

「合理的配慮の不提供」とは

合理的な配慮をしないことです。
障がいのある人から何らかの配慮を求められたときに、必要かつて

うに」と条件をつけられました。

動産業者から、「障がいがある場合は保証人をもう一人つけるよう

アパートを探していたとき、不

断られた。
飲食店に入ろうとしたとき、車い

椅子を蹴りたり、制限したり、ま

た、障がいのない人にはない条件

をつけることがあります。
正當な理由もなく、障がいがあ

る相談を受け付けています。

や「合理的配慮の不提供」に関する相談を受け付けています。

議員を市町村に1人以上配置して

や「不正当差別的取り扱い」の例

があります。笛吹市には4人の相談員

がいます。笛吹市は4人の相談員

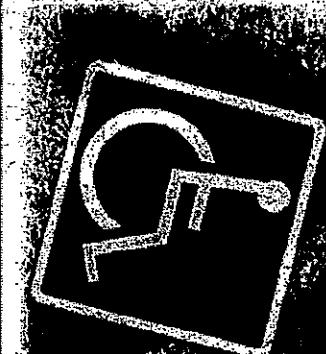
がいることがあります。笛吹市は4人の相談員



障がい者基礎相談支援センター

☎ 055 (26) 1274

障害者差別解消法に基づいた取り組みを!



「差別はいけないこと」と誰もが思っています。しかし、残念ながら、障害を理由とする差別や不平等は様々な場面で起きており、相談件数も増えています。
障害者差別解消法、改正山梨県障害者居住条例の施行から2年半が経過しようとしています。平成29年度に実施された国の世論調査や県の県民意識調査では、法律や条例の基本理念、障害者差別の解消に向けた取り組みについて、理解が十分に得られているとはいえない状況が見られます。このことから法及び条例の理念の基本的な理解、差別や合理的配慮の事例等の周知・啓発が一層求められ、県民全体の理解と取組への協力が求められています。

●障害者差別解消法とは?

「障害者差別解消法」は正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。平成25年6月19日に成立し、平成28年4月1日から施行されています。この法律は、障害者への差別をなくすことと、障害のある人もない人も共に幸せに生活できる社会=「共生社会」の実現を目指しています。「不当な差別的扱い」とは、

私たちが、無意識のうちに不当な差別をしている場合もたくさんあります。不当な差別に該当すると受け止められる事例として、県へ相談・訴えのあつた内容を紹介します。
 ◆車イス使用者の身体障害者が入店しようとしたら、従業員から車イスの使用を理由に説明なく入店を断られた。
 ◆盲導犬を連れてレストランに入ろうとしたら、「犬は迷惑だから」と入店を拒まれた。盲導犬の説明をしたが、従業員から「[動物はダメ!]」が店の方針だからと入店拒否をされた。また、電話での予約も拒否された。
 ◆職覚障害者が一人で書類手続きのため、役所の受付で対応を要望したら、職員から嫌な表情をされ、対応は後回しにされ、待たされた。窓口の来訪者は少なく、説明もなく1時間ほど待たされた。
 障害者差別解消法では、「不当な差別的扱い」を禁止しています。併せて、「合理的配慮をしない」とも差別として定めています。

●合理的配慮とは?

「障害者差別解消法では、合理的配慮とは、以下のようになります。
 「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施にともなう負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要なかつ合理的な配慮」を行う。
 障害のある人とのない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言います。それを行わないことは差別です。ただし、事業者にとって予算が莫大にかかる場合は、合理的配慮を行わなくても差別にはなりません。

●障害を理由とした差別に対して、どうしたらいいのですか?

この法律に基づいて、国と自治体には差別解消の取り組みが義務付けられ、山梨県内に45名の障害者差別地域相談員が配置されています。「差別・不合理」と感じたことを話してください。
 差別的な扱いや合理的配慮の提供の要望には、相手と真摯に建設的に話し合い、合意を図ることが大切です。そのために、障害者差別地域相談員が障害のある方の意見などを相手に伝え、双方の間に入り、事実確認や調整をし、理解を促す場合もあります。県の差別解消推進員が広い立場から関係機関にも働きかけを行う場合もあります。差別的扱いを受けた時、合理的配慮が必要な時は、障害者差別地域相談員まで連絡してください。

障害者差別地域相談員は、県のホームページに名簿を掲載しています。連絡先などは、市町村の障害福祉担当課でも確かめられます。

- 県の問合せ先 山梨県 障害福祉課 企画推進担当 ☎ 055-223-1460
- 障害者差別解消推進員 ☎ 055-223-1362 FAX055-223-1485

ヘルプカード・ヘルプマークを作成しました

ヘルプカードとは

障害のある方が困った時に支援や手助けを求めるためのカードです。障害のある方などの中には、自分から「困っています」「手助けしてほしい」と伝えることができない方もいます。

このヘルプカードは、支援や手助けを必要とする方が携帯して、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードです。

ヘルプマークとは

障害のある方や妊娠初期の方などが周囲の方に支援や手助けを必要としていることを知らせるマークです。

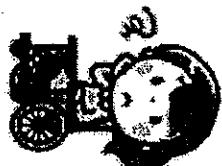
ヘルプカードと同様に、ヘルプマークをつけている方を見かけたら、支援や配慮をお願いします。

●日常的に…

何か困っているような人を見かけたら…

「何かお手伝いすることありますか?」と声をかけてください。

その際「ヘルプカード」の提示があるたら、記載してある内容に沿った支援をお願いします。



●緊急の時…

パニックや発作などを起こしている人を見かけたら…

まず、短い言葉で優しく声をかけてください。

「ヘルプカード」には、パニックや発作の際にどうしてほしいなどが書いてあります。周りの人と協力して対応をお願いします。

●災害が発生したら…

避難しなければならない時に、危険を察知しない人や動けない人がいたら…

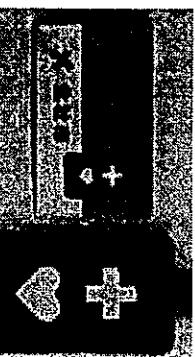
ゆっくり具体的に状況を伝えてください。「ヘルプカード」に記載がある場合は、連絡をお願いします。避難所で過ごす時、障害のある人が困っていたら…「ヘルプカード」を持っていらるかを確認し、提示があつた記載内容に沿った支援・配慮をお願いします。

支援をする方へ

ヘルプカードに記載されているお願いは、誰でも行えるものです。

●何か困っているような人を見かけたら、声をかけてください。から、ゆっくり読んでください。ヘルプカードには支援や配慮してほしい内容が記載されています。

●何か困っているような人を見かけたら、声をかけてください。から、ゆっくり読んでください。ヘルプカードには支援や配慮してほしい内容が記載されています。
(住所、氏名、緊急連絡先、障害名、病名、服用している薬、配慮してほしいことなど)



配布対象者

北杜市内在住の身体障害者・知的障害者・精神障害者（障害者手帳所持の有無は問いません）及びその他希望者（妊娠初期の方など）

配布場所

福祉課 各総合支所地域市民課
障害者総合支援センター（かざぐるま）

[ヘルプカード]を配布します！

注意してください。ヘルプカードには、重要な個人情報

が含まれます。取扱いや紛失時は十分

利用にあたって注意するとい

で、支援が受けられる。

な時にヘルプカードを提示する。

ちよつと手助けしてほしい、そん

日常的に

薬の情報を伝える。

かかるしきの避難や常備している

薦や支援してほしいときがあります。

ハローワークや発作が起きたとき、配

緊急のとき

避難生活で適切な支援を受けたい。

家族間に連絡をしたい。

災害が発生したとき

役立ります。

ヘルプカードはなんども同じに

内線 150-761

同合せ ■ 福祉課 障害担当

土曜日 祝日 を除く

平日 午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分

配布場所 ■ 福祉課 障害担当

ある方 (※ 手帳の有無は問いません)

がある方 (※ 手帳の有無は問いません)

配布対象者 ■ 富士吉田市に在住の障害者

ヘルプカードの提示がございましたのやや清々かなヘルプカード

ヘルプカードを用いて困った際に必要な支援や連絡を取ることができます。

ヘルプカードには手筋が記載されています。災害時や緊急時などへ

ヘルプカードと一緒に手筋をしたくない人に持つ

ヘルプカードはどこで買えるかお調べください。

ヘルプカードはどこで買えるかお調べください。

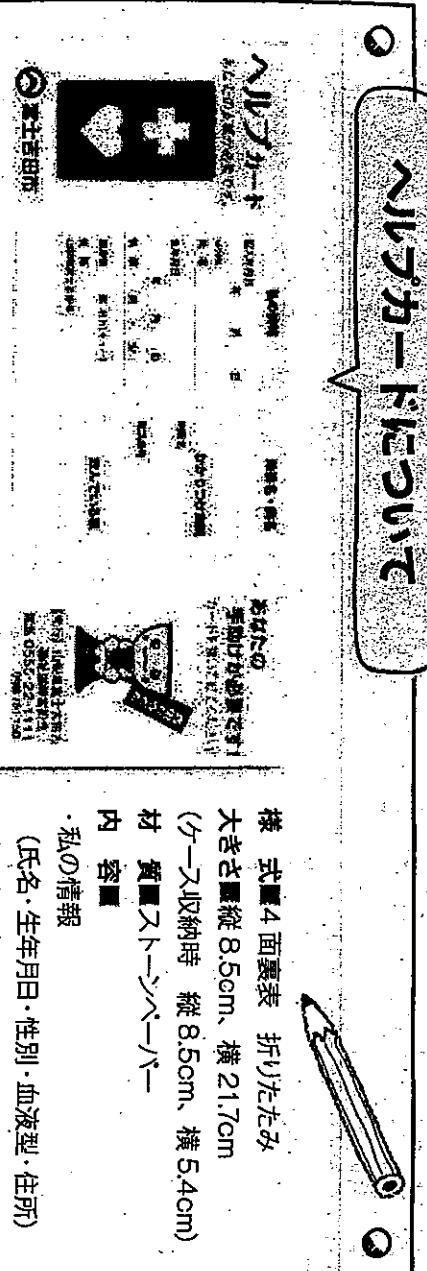
ヘルプカードはどこで買えるかお調べください。

ヘルプカードはどこで買えるかお調べください。

ヘルプカードはどこで買えるかお調べください。

ヘルプカードはどこで買えるかお調べください。

「ヘルプカード」を配布します！



「ヘルプカード」を配布します!

ヘルプカードとは?

「手助けが必要な人」と「手助けをしたい人」を結ぶカードです。障害のある人などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを使用して周囲の人々に必要な配慮や支援を求めることがあります。ヘルプカードの提示がありましたら、やさしく声をかけ、カードに記載されている内容に沿った配慮や支援をお願いします。

ヘルプカードはこんなときに役立ちます!

○災害が発生したとき

- ・家族などに連絡をしてほしい。
- ・避難生活で適切な支援を受けたい。

○緊急のとき

- ・ハニックや発作が起きた時、配慮や支援してほしいことを伝える。
- ・かかりつけの病院や常備している薬の情報を伝える。

○日常的に

- ・ちょっと手助けしてほしい、そんな時にヘルプカードを提示することで、支援が受けられる。

利用にあたって注意すること

ヘルプカードには、重要な個人情報が含まれます。取扱いや紛失には十分注意をしてください!

配布対象者

- 富士河口湖町に在住の障害のある方（※手帳の有無は問いません）
- 難病や高齢を理由に手助けを必要とする方

配布窓口・時間

富士河口湖町役場 福祉推進課及び各出張所
平日の午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

問合せ先

富士河口湖町役場 福祉推進課障害福祉係
TEL 0555-72-6028

障害者相談日開設について

④問合先 福祉推進課 Tel72-6028

富士河口湖町では、身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名、精神保健福祉相談員1名が障害者のみなさんの相談・支援活動を行っております。

○相談日

■日 時 平成30年4月17日(火)

午前10時～午後3時まで

■場 所 富士河口湖町役場 104会議室

どんなことでも結構です。お気軽に相談ください。

●富士河口湖町役場
2018年4月17日

障害者相談日開設について

町では、身体障害者相談員、精神保健福祉相談員が障害者のみなさんの相談・支援活動を行っております。

○相談日

■日 時 7月17日(火) 10時～15時まで

■場 所 富士河口湖町役場 104会議室

障害に関する事、障害者差別に関する事、どんなことでも結構です。お気軽に相談ください。

●問合先 福祉推進課 Tel72-6028

●富士河口湖町役場
2018年7月17日

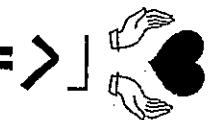
障害者相談日開設について

富士河口湖町では、身体障害者相談員、精神保健福祉相談員が障害者のみなさんの相談・支援活動を行っております。障害に関する事、障害者差別に関する事、どんなことでも結構です。お気軽に相談ください。

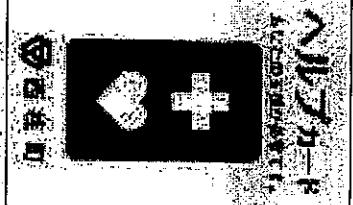
■相談日 10月16日(火) 10時～15時まで

■場 所 富士河口湖町役場 1階 104会議室

●問合先 福祉推進課 Tel0555-72-6028

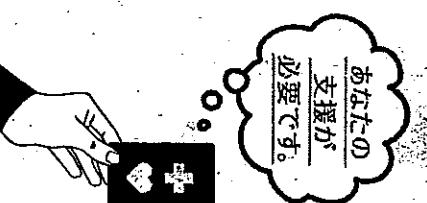


「ヘルプカード」を配布します！



- 日常的に、な時にヘルプカードを提示するこことで、支援が受けられる。
- ちょっと手助けしてほしい、そん
- 薬の情報を伝える。
- かかりつけの薬局を常備している。

西桂町64号



「ヘルプカード」は？

「手助けが必要な人」と「手助け

利用にあたって注意するとい
障がいのある方、高齢の方、認知症
の方などが持ち歩くことにより、災
害時や緊急時など、ヘルプカードを使
が含まれます。取扱いや紛失には十
分注意をしてください。

ヘルプカードには、重要な個人情報
や連絡先などを記載し、発達障がいをお持
る方、難病や高齢者等に在住の身体・知的・精神
機能を理由に手助けが必要とする方
(※手帳の有無は問いません)。

配布窓口・時間
(土日・祝日を除く)
平日の午前8時30分～午後5時15分
のきいき健康福祉センター
問い合わせ先
いきいき健康課 福祉係(25-14000)

- 緊急のとき
・ 連絡をしてくれます。
- 家族などに連絡をしてほしい。
・ 避難生活で適切な支援を受けたい。
- 支援してほしいときに伺います。
- ・ パニックや発作が起きた時、配慮
や支援してほしいときに伺います。

ヘルプカードは こんなときに役立ちます

ヘルプカードの提示がありまし
たから、やさしく声をかけ、カードに記載
されたいる内容に沿った配慮や支援
をお願いします。

ヘルプカードとは？
「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードです。障害のある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを使用して周囲の人へ手助けを求めることができます。

ヘルプカードはこんなときに役立ちます！

- 日常的に、ちょっと手助けしてほしいことがあります。
- 緊急のとき、パニックや発作、病気のときに配慮してほしいことや常用している薬の情報を伝えることができます。
- 災害が発生したとき、家族等に連絡してもらいたい、避難生活で適切な支援を受けたいと伝えることができます。

重要な個人情報も含まれますので、取扱いや紛失などには十分注意してください。

配布対象者

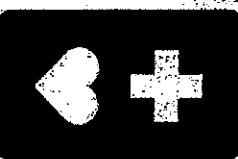
山中湖村に在住の障害のある方（※手帳の有無は問いません）

配布窓口・時間

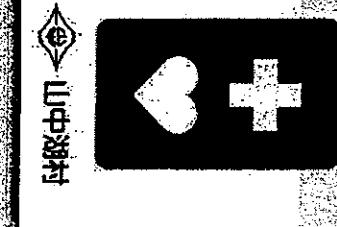
山中湖村役場 いきいき健康課
平日の午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

問い合わせ

いきいき健康課 福祉係 Tel.62-9976



ヘルプカード
あなたの支援が必要です。



山中湖村
山中湖村 6月号

・決めるなど
・障害特性に応じて座席を

・段差がある際、キヤスを工夫する
・筆談や読み上げなど、コミュニケーションの方法

○合理的配慮をお願いします
・付き添いの人だけに話しても構いません
・本人を無視して介助や
・の入店を拒否する
・盲導犬や介助犬、車椅子

・段差があるので補助を行なうなど
・障害者差別地図をつけたりします
・筆談や読み上げなど、コ

○約を断わるなど
・障害を理由に、入会や契約を拒否する
・付き添いの人だけに話しても構いません

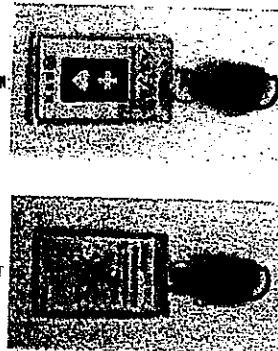
○解消法が施行されています。
月1日から、障害を理由とする差別の解消を目的に「障害者差別の解消法」(通常・障害者差別による法)が施行されています。

■問い合わせ 先 福祉保健課 障害福祉係

☎ (05) 3081

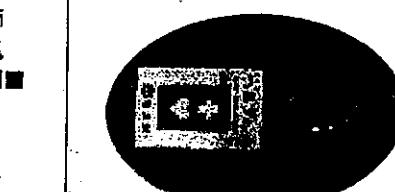
・困ったときは、福祉保健課に
ご相談ください。障害者差別地
域相談員を配置しています。

■「ヘルプカード」を配布します！



●ヘルプカードとは？
「手助けが必要な人」と「手助けをしたい人」を結ぶカードです。高齢のある人などが持ち歩くことでより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを提示して周囲の人にお必要な配慮や支援を求めてください。ヘルプカードの提示がありましたら、やさしく声をかけ、カードに記載されている内容に沿って記載をお願ひします。

■問い合わせ 先
福社保健課 障害福祉係



月曜日の生活の中で、障害のある人の理解が不足しているたため、結果的に障害のある人に不自由や不便な思いをさせてしまうことがあります。ヘルプカードを使用して周囲の人々に必要な配慮や支援を求める場合、必ず必要な方が持ちはぐくことにより、災害時や緊急時など、ヘルプカードを提示することができます。ヘルプカードは、重要な個人情報を記載している内容に沿った配慮や支援をお願いします。

■「ヘルプカード」を 配布します

■鳥沢村 6月号

○緊急のとき
・ハニシタや発作が起きた時
ヘルプカードには、重要な個人情報が含まれます。取扱いや紛失には十分注意してください！
※手帳の有無は問いません。)

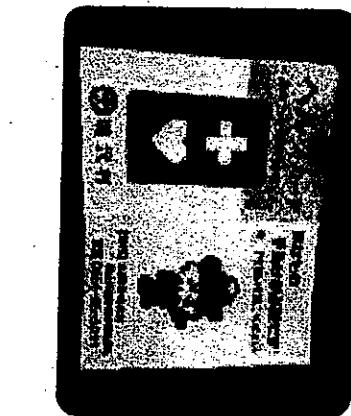
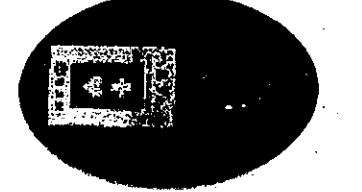
●手帳にあたってお書きください。
ヘルプカードには、重要な個人情報が含まれます。取扱いや紛失には十分注意してください！

※手帳の有無は問いません。)

■鳥沢村 6月号

●ヘルプカードはこんなときに役立ちます！
・災害が発生したとき
・手助けが必要な人などが持ち歩くことに迷ったとき
・避難生活で適切な支援を受けるとき
・家族などで連絡をしたりするとき
・他の支援を必要とする人その他の支援を必要とする人
・鳴沢村に在住の障害のある方
・鳴沢村役場に希望の方は、鳴沢村役場
・配布窓口・時・回
○災害が発生したとき
・役立ちはずすい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。

■問い合わせ 先
福社保健課 障害福祉係



■鳴沢村では、希望者にヘルプ

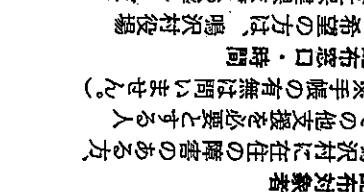
「障害者週間」です

カードを配布しています。



●ヘルプカードはこんなときに役立ちます！
・災害が発生したとき
・手助けが必要な人などが持ち歩くことに迷ったとき
・避難生活で適切な支援を受けるとき
・家族などで連絡をしたりするとき
・他の支援を必要とする人その他の支援を必要とする人
・鳴沢村に在住の障害のある方
・鳴沢村役場に希望の方は、鳴沢村役場
・配布窓口・時・回
○災害が発生したとき
・役立ちはずすい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。
ヘルプカードはいつなどに
いふい。

■問い合わせ 先
福社保健課 障害福祉係



「街」を離れて帰ります。

は、おまけに、一昔前では「腰痛」となって、腰痛で考へるが、これから腰痛で考へるが、これが近いところにある社会的障壁であるといつた身近にして、かかれたのである。

新規の開拓地で、既存の開拓地と競争する形で、開拓地を擴張する。この結果、開拓地の範囲が拡大する。

This is a high-contrast, black-and-white photograph. The majority of the frame is dominated by a dark, almost black, surface with a fine, irregular texture, possibly the cover or endpaper of a book. In the upper right corner, there is a small, rectangular white label with some dark, illegible text printed on it. The overall image is grainy and lacks fine detail due to the high contrast.

月28日に、車いすを用いて、3人で駅前通りを歩き、そこをアリーナ通りに市内の

威市福善堂

「圖書」、「書」、「文庫」等字眼，均含有「藏書」之意。

11. おおむねは、この種の小動物の大きさに比して、普通の構造をもつてゐる。

日本事件の原因は、たゞ政治家が政治的誤解から、國事に事半功倍の失敗を犯したものである。

દાખલેનમણીજતાભાગ્યટા।

配布されております

障がい者基幹相談支援センターなど

—
—
—

—
—
—

10EF01111 : 2018.03 NO.164 2

FUEFUKI CITY 2018.04 No.163 26

二

高木の吉左衛門と、おまかせの文様を、
No.29

障がい者基礎相談支援センター

障がい者基礎相談支援センターは、障がい者基礎相談支援センターにて実施している「高次脳機能障害について」に関する講習会を実施してきました。この講習会では、高次脳機能障害についての知識を学ぶとともに、相談支援センターの取り組みや、地域社会での活動についても紹介されました。

また、相談支援センターでは、個別相談会を実施してきました。高次脳機能障害についての相談を受けた方々には、その問題に対するアドバイスや、支援策についての提案を行いました。

高次脳機能障害について

高次脳機能障害は、外見から他の精神障害と区別しづらいという特徴があります。しかし、通常の精神障害よりも、脳の機能が保たれており、日常生活においては問題はないことが多いです。

しかし、高次脳機能障害があると、思考力や理解力、コミュニケーション能力などが低下する場合があります。そのため、日常生活や社会的な活動において、問題が発生する可能性があります。

また、高次脳機能障害があると、学習や記憶、集中力などの認知機能に問題があることがあります。そのため、学校や職場での生活において、問題が発生する可能性があります。

高次脳機能障害がある場合は、専門的な評価や診断が必要になります。また、高次脳機能障害がある場合は、適切な支援策が求められます。

高次脳機能障害がある場合は、専門的な評価や診断が必要になります。また、高次脳機能障害がある場合は、適切な支援策が求められます。

高次脳機能障害がある場合は、専門的な評価や診断が必要になります。また、高次脳機能障害がある場合は、適切な支援策が求められます。

高次脳機能障害がある場合は、専門的な評価や診断が必要になります。また、高次脳機能障害がある場合は、適切な支援策が求められます。

高次脳機能障害がある場合は、専門的な評価や診断が必要になります。また、高次脳機能障害がある場合は、適切な支援策が求められます。

高次脳機能障害がある場合は、専門的な評価や診断が必要になります。また、高次脳機能障害がある場合は、適切な支援策が求められます。

高次脳機能障害がある場合は、専門的な評価や診断が必要になります。また、高次脳機能障害がある場合は、適切な支援策が求められます。

合理的な配慮をしてないときには、外見から障がい者基礎相談支援センターへお問い合わせ下さい

合理的な配慮をしてないときには、外見から障がい者基礎相談支援センターへお問い合わせ下さい

合理的な配慮の不満足」とは

合理的な配慮をしてないときには、外見から障がい者基礎相談支援センターへお問い合わせ下さい

講義会を開催しておられます

(00-1-4-20)

申込み・問い合わせ
場所 町議会議場 2階 講壇
日時 12月8日(土) 午後1時～3時30分
お詫び。多くの方々の参加を希望しております。
ます。当事者・家族・支援者等
にて開催され、発表や討論等が行われます。
かで、意見交換や意見交換等が行われます。
第1回目は、多くの人が参加する予定です。

「第一回」は、第一回として開催され、主に当事者の方からの意見交換や意見交換等が行われます。
会員登録料金として開催され、第一回では「第一回」として開催され、主に当事者の方からの意見交換や意見交換等が行われます。
にひき、会員登録料金として開催され、主に当事者の方からの意見交換や意見交換等が行われます。
中央市・品川区が主催する講義会を開催します。
組合を開催します。

権利擁護学習会を開催します

中央市12月号

内 容 「第一回」の講義会は、主に当事者の方からの意見交換や意見交換等が行われます。
場 所 町議会議場 2階 講壇
日 時 12月8日(土) 午後1時～3時30分
加 え、登録料金として開催され、主に当事者の方からの意見交換や意見交換等が行われます。

障害者差別に闘う相談会

● 時 间 12月8日(土)
● 場 所 町議会議場 2階 講壇
● 参 加 者 12月8日(土)午後1時～3時30分
● 業 種 障害者、家族・支援者等多くの方々の参加を希望します。

障害者差別に闘う相談会

● 時 间 12月8日(土)
● 場 所 町議会議場 2階 講壇
● 参 加 者 12月8日(土)午後1時～3時30分
● 業 種 障害者、家族・支援者等多くの方々の参加を希望します。

障害者差別地域相談窓口をご利用ください

山梨県では、障がいがある人が、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否されたり、制限されたり、不当な差別的扱いを受けた場合に相談を受ける窓口として、各市町村に障害者差別地域相談員を配置しています。相談員のお名前・連絡先は山梨県ホームページに掲載されています。

詳しくは、県障害福祉課、またはお住まいの市町村障害者福祉担当課へお問い合わせください。

お問合せ先 山梨県障害福祉課 ☎055-223-1362(直)

山梨県社会福祉協議議会

「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」に登録しませんか!

山梨県では、障害のある人もない人もお互いを尊重し、思いやりを持って生活できる共生社会を実現するため、障害者への接し方に配慮するなど、右記宣言事項のいずれかに

ある取組を積極的に進める事業所様を募集しています。平成30年11月15日現在で、707事業所様がご登録されています。詳しくは下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ：山梨県福祉・保健部障害福祉課（望月）

電話：055-223-1460

《宣言事項》

・社員として、障害者を優先して雇用するための取組を進めます。

・社員である障害者が、その能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境をつくるための取組を進めます。

・社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、障害を理由とする不当な差別をいたしません。

・社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、合理的な配慮の提供に努めます。

・障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重しあいながら共に暮らすことが出来る共生社会の構築にかかる取組を進めます。

商工会 やまなし (1/30)
No.298

県内商工会員向け機関紙（発行人：山梨県商工会連合会 会長 中村己喜雄、
発行部数1万7千部）の平成30年11月号に、「やまなし心のバリアフリー
宣言事業所」の登録推進のための啓発記事を掲載した。